

報告第5号	専決処分事項の報告及びこれの承認を求めることについて (三田市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定)
税務課	平成23年6月30日に現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律が公布、一部施行されたことに伴い、当該条例についても早急に改正する必要があるため同日付けで専決処分したのでこれの承認を求めるもの。
<p>【趣旨】 「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第83号）」が平成23年6月30日公布及び施行されたことに伴い、都市計画税条例の一部を改正する必要があるため、同日付で専決処分するもの。</p> <p>【関係法令】 現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第83号）</p> <p>【改正内容】 ●第2条及び付則第16項関係 地方税法の改正に伴う所要の字句整備 地方税法の改正に伴う引用条文の変更</p> <p>【施行期日（専決日）】 公布の日（平成23年6月30日）</p> <p>【経過措置】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 改正後の三田市都市計画税条例の規定は、平成23年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成22年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。 2 この条例（一部改正条例）の施行の日（平成23年6月30日）から港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第9号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における改正後の三田市都市計画税条例付則第16項の規定の適用については、同項中「、第35項若しくは第37項」とあるのは、「若しくは第35項」とする。 	